

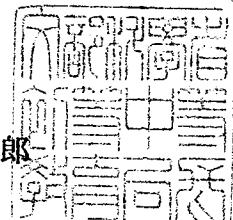
28文科初第236号  
平成28年5月2日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国公私立高等専門学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人  
日本スポーツ振興センター理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次



(印影印刷)

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第212号）」及び「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第25号）」が施行されました。

概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会、学校法人、域内の市町村の所轄する独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項に規定する保育所等及び特定保育事業を行う者に対して、国立大学法人学長におかれでは附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

#### 1. 改正の内容

- (1) 平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、5月31日までに災害共済給付に係る共済掛金を支払うことができない学校の設置者があるときは、その理由がやんだ日から2ヵ月以内に限り、共済掛金の支払期限を延長することができることとしたこと。

(2) (1) の支払期限の延長がなされた学校の設置者については、災害共済給付契約の契約締結期限は、延長された支払期限と同日とすることとしたこと。

## 2. 留意事項

平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由としては、例えば以下が考えられること。

- ① 平成28年熊本地震による災害により学校において授業の再開が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の数の把握に支障が生じていたこと
- ② 学校等の設置者の平成28年熊本地震による災害による被災により共済掛金の支払に支障が生じていたこと
- ③ そのほか、学校等の設置者が支払期限（5月31日）までに共済掛金の支払ができなかったことについて、平成28年熊本地震による災害に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること

## 3. 施行期日

本政省令は、公布の日（平成28年5月2日）から施行したこと。

### 【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課企画調整係

TEL : 03-6734-4950

FAX : 03-6734-3794

e-mail : kenshoku@mext.go.jp

告示

○平成二十八年熊本地震による災害に  
関し、特定非常災害の被害者の権利と  
利益の保全等を図るための特別措置  
に関する法律第三条第二項の規定につい  
て定める件（國家公安委一五）

○独立行政法人日本スポーツ振興センタ  
ー 法施行令の一部を改正する政令

目次



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

本号で公布された  
法令つづき

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（文部科学省）

平成二十八年五月一日

內閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉

むを得ない理由により災害共済給付契約に係る  
共済掛金を支払うことができない場合における  
支払期間の延長等について記載することとし、

(附則第一条の三関係) この政令は、公布の日から施行する」とした。

平成二十八年熊本地震による災害についての  
定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の  
定に関する政令（政令第二二三号）（内閣府本  
部長二二三号）を基にしたものです。

○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二二三)

〔省令〕

省令

定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の  
定に関する政令(政令第二二三号)(内閣府本  
平成二八年熊本地震による災害を特定非常災  
害として指定することとした。(第一条関係)  
当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置  
適用することとした。(第二条関係)  
行政上の権利利益に係る満了日の延長に  
する措置  
期限内に履行されなかつた義務に係る免  
に関する措置  
関する措置  
(四) 債務超過を理由とする法人の破産手続開  
の決定の特例に関する措置

**内閣令第二百十二号**  
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六百六十二号）第十七条第三項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条第二項において適用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。  
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。  
**附則第一条の二の次に次の一条を加える。**  
(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)  
**第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一條の三の規定により延長された支払期限」とする。**  
**附則第五条第三項中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。**

この政令は、公布の日から施行する

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御齋

平成二十八年五月二日

政令第二百三十二条

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指

定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五条)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに

第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(以下「法」という)第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を

指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

(延長期日)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

(法人の破産手続開始の決定に関する措置に係る期限)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

省  
令

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 菅 義偉  
総務大臣 山本 早苗  
法務大臣 岩城 光英

附 則

○文部科学省令第二十五号

(同令附則第五条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日 文部科学大臣 駆 浩

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の中「第二十七条」を「同条」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 (平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)  
 第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。  
 附則第六条中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告 示

○國家公安委員会告示第十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十八年政令第二百三十二条)により指定された平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五条)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

平成二十八年五月二日 国家公安委員会委員長 河野 太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という)の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法(昭和二十一年法律第一百八号)が適用された市町村の区域に住所、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第五条第四項及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益について、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地)を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の二第一項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第三十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第四十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第五十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第六十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第七十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第八十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第九十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十二号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十五号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第三項第一百三十九号

銃砲

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
附 則	（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛け金の支払期限の延長等）	（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛け金の支払期限の延長等）
第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛け金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛け金の支払期限の延長等）	第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛け金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。	第一条の二 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛け金を支払うことことができないと認められる学校の
（新設）		

第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4  
(略)

要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4  
(略)

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	改 正	後	改 正	前
附 則			附 則	
(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)			(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)	
第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。			第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、第二十七条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。	
(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)			(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)	
第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。			第一条の三 (新設)	
(保育所等の災害共済給付)			(保育所等の災害共済給付)	
第六条 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。			第六条 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条及び附則第一条の二の規定を準用する。	

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令** 参照条文

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十一号）（抄） · · · · ·  
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄） · · · · ·

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

八～十 （略）

2 （略）

（災害共済給付及び免責の特約）

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあつては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

災害共済給付を行うことができる。

2 第十六条及び第十七条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

(略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条及び附則第一条の二の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第一号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第一号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定）」も園にあつては、当該地方公共団体の長」とあるのは「長」と読み替えるものとする。